

令和5年度

石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のための
トランジション促進事業のうち、油槽所等早期復旧支援事業）

に係る公募要領

令和6年6月

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る令和5年度石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、油槽所等早期復旧支援事業）」についてエネルギー供給構造高度化事業コンソーシアムが公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき提案・申請されるようご案内いたします。

1. 事業の目的

「令和6年能登半島地震」に伴う災害により被害を受けた油槽所等について、その機能を早期に復旧することを目的とします。

2. 事業の内容

(1) 事業概要

上記目的に向けて、間接補助事業者が設備の補修又は入替工事等を行う事業に要する経費の一部を補助します。

油槽所等早期復旧支援事業の遂行に係る業務については、「石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、油槽所等早期復旧支援事業）業務方法書」（以下、「業務方法書」という。）等により実施します。

	予算規模	補助率	予算超過時の圧縮 (※)
令和5年度予算	15億円程度	3分の1	あり

※ 申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、補助金額を減ずことがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

(2) 補助対象の事業者

補助対象事業者は、以下の各号の要件を全て満たした企業・団体等とする。

(1) 事業内容が、次のいずれかを満たしているもの。

- ①石油を精製し供給する事業者（以下「石油会社」という。）、またはその親会社の出資会社で油槽所の運営（石油会社が所有権を持つ石油製品（LPGを除く）の保管、受扱作業、油槽所管理）を行う者
- ②石油会社との賃貸借契約、保管・受扱業務委託契約等により石油会社が所有権を持つ石油製品（LPGを除く）を取り扱う設備を有する者
- ③以下の条件のいずれも満たす、石油製品（LPGを除く）の供給事業を営む者
(上記①、②に該当する者を除く)
 - a. 災害対策基本法上の指定公共機関に指定されていること
 - b. BCP（事業継続計画）策定済みであること

(2) 日本に拠点を有していること。

- (3)事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (4)事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5)経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要綱(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号一覧に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(3) 補助対象となる事業

補助対象経費とする事業は、「令和6年能登半島地震」（令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震および一連の地震活動とします。対象地震かどうかコンソーシアムが確認します。）に伴う災害により被害を受けた設備等が存在する油槽所等において実施する設備等の購入又は補修及び設置に要する費用、所内のがれきの撤去又は運搬及び処分に要する経費のうち、当該油槽所等の機能の復旧に必要と認められる経費、並びにその他コンソーシアムが認める経費とします。

(4) 補助対象経費

「被害を受けた設備等」とは、次の全ての要件を満たす設備とします。

- ①「令和6年能登半島地震」に伴う災害に係る災害救助法が適用された地域（別記1「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用地域）に立地する油槽所等に設置された設備等であること
- ②現に申請しようとする設備等が損壊したことが認められるもの
- ③油槽所等又は近隣で液状化現象が発生したことが認められるもの等

なお、「設備の購入又は補修、及び設置に要する費用並びに、所内のがれきの撤去、運搬及び処分に要する経費」とは、請負施工に係る直接工事費、間接工事費、一般管理費、設備の移設費、撤去費、廃棄処分費とします。

事業に係る労務者保険料(労働者災害補償保険料、失業保険料、厚生年金保険料等)は補助対象経費に含まれます。

事業に係る租税公課、損害保険料は補助対象経費に含まれないものとします。

経費計上する請負契約又は委託契約（委託・外注費等）がある場合は、間接補助事業者が提出する実績報告書において、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。再委託などを行っている場合も同様。）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（実施体制図含む）を添付することとします。

(5) 被災した設備等の判断基準

被害を受けた設備等に該当するかは、別記2により確認する。このため、提案書に以下の事項を記載または資料を添付することとします。

① 災害救助法が適用された地域

アについて、必ず記載する。

ア 油槽所等の名称と所在地を市町村名まで記載する。(必須)

② 設備等の損壊の状況

アについては必ず提出するとともに、イまたはウを提出する。

ア 工事リスト(必須)

イ 損壊した設備のリスト

ウ 損壊した設備の写真

③ 被害の発生状況等

アからオのうちの1つ以上を提出する。

ア 被災した設備または設備周辺を示す地震前後の写真

イ 近隣の液状化の写真

ウ 近隣で液状化したことを示す情報(報道など)

エ ア～ウがない場合は、近隣の建物・設備等が損壊したことを示す情報(報道など)

オ ア～エのいずれもない場合は、当該地点あるいは近隣で観測された地震動の大きさと建設当時の設計基準等で規定されている地震動の大きさが判断できるもの

(6) 補助対象となる設備等の範囲

補助対象となる設備等の範囲は、油槽所等が石油を持続的に安定供給しうる体制の整備をするために必要な以下に掲げる設備等とします。

- (1) 陸上入出荷設備
- (2) 海上入出荷設備
- (3) 電気設備等
- (4) 構内道路等
- (5) 計器室等システム
- (6) タンク設備
- (7) 防消火設備
- (8) その他上記(1)～(7)に準ずるものとして、コンソーシアムが認める設備等

詳細は、別記3 「令和6年能登半島地震」油槽所等早期復旧支援事業に係る設備コード表の通りです。

(7) 補助率・補助額

補助対象経費の3分の1相当額を補助します。

ただし、提案者・申請者からの補助金交付申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超える場合、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、コンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。

最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

(8) 事業予算・補助予定件数

事業予算（補助金総額）は、1,508百万円です。

本補助事業全体で6件程度を想定しています。ただし、1件当たりの補助申請額によっては、予定件数は増減する場合があります。

3. 交付決定前に契約（発注）した事業（いわゆる「施越工事」）の承認申請

被災した油槽所等においては、迅速な復旧に着手し、被災地への燃料の安定供給を確保するため、交付決定前に契約（発注）を行わざるを得なかったケースがあることが予想されます。

そのため、補助金交付決定前契約について、経済産業大臣の承認を受けたものに限り、交付決定前に契約（発注）した事業についても補助対象経費とします。

経済産業大臣への承認申請は、コンソーシアムを通じて行いますので、様式14による申請書及び添付書類を提出してください。

4. 受付・確認

(1) 提案事業の書面確認

採択は、公募期間に提出された提案書（様式第1の2）等に基づいて、補助要件の確認の上決定するものとします（ただし、コンソーシアムの外部有識者にも確認のため送付します）。

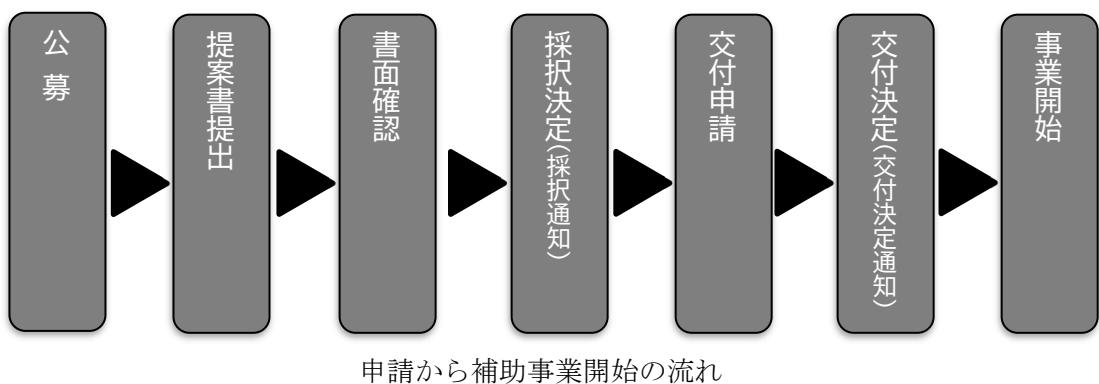
応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めます。書類の不足等、不備がある場合は、要件不適で選定されないことがあります。

(2) 採択結果の公表及び通知

審査の結果、採択された提案者については、コンソーシアム及び資源エネルギー庁

のホームページ等で公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

採択された申請者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではありません）。採択決定後から交付決定までの間に、コンソーシアムとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。



5. 間接補助事業の実施

(1) 交付申請と交付決定

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付につき提出済とみますが、変更が生じた場合は最新の資料を添付してください。

交付決定通知書を申請者に送付しその後に事業開始となります。従って、原則として、補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。ただし、3に定める施越工事の承認申請が認められた事業についてはこの限りではありません。

(2) 間接補助事業実施期間

交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、確定検査の時間も考慮し、原則として工事実施を令和7年2月末までに完了し、実績報告書を作成する工程としてください。工事内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、令和7年3月14日（金）までに提出してください。

(3) 確定検査

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

6. 公募期間及び書類提出先

(1) 公募に関する問い合わせ

公募に関する問い合わせは、(5)の問い合わせ先にe-mailまたはKintoneにて連絡してください。

(2) 公募期間

公募期間は以下の通りとします。

令和6年6月14日（金）から

第1次締切り：6月26日（水）17:00

令和6年6月14日（金）より公募を開始し、以上の通り第1次締切日を設定します。なお、事業予算の範囲内で第2次以降の締切日の設定を検討しています。令和6年度の本件に関する公募開始は、1回限りとし、申請状況により複数回締め切りを実施するものとします。

(3) 応募に関する提出書類（提案書・施越承認申請書等）

公募期間内に、以下に示す①提案書等及び②施越承認申請書等（施越工事を実施している場合）を、電子データにより提出してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

① 提案書等

- ア 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）※日付、代表者名を記載してください
- イ 提案書（様式第1の2）
- ウ 提案書添付資料
 - ・ 役員等名簿
 - ・ 定款
 - ・ 登記簿謄本（抄本）

- ・ 最近期の営業報告書（直近の決算報告書、株主総会の事業報告等）
- ・ 役員名簿（別添）
- ・ 実施体制図（別添2）等
- ・ 事業計画書（様式第2）
- ・ 事業概要（※参考として示す）
- ・ 補助対象経費内訳表（別紙1）
- ・ 資金調達計画（別紙2）
- ・ 事業概要説明資料（PowerPointのテンプレートを参考に作成する）

② 施越承認申請書等（※施越工事を実施している場合のみ）

ア 施越承認申請書（様式第14）

イ 施越承認申請書添付資料

- ・ 事業の完了総括（未完了の工事については工事経過）
- ・ 補助対象経費実績内訳表（別紙3）
- ・ 別添資料

（すでに工事が完了している場合）

- ・ 仕様書
- ・ 工事完成図書
- ・ 証憑類（発注書/請書※、納品書、検収書、請求書、領収書等）

（申請時に工事を発注しているが未完了の場合）

- ・ 仕様書
- ・ 証憑類（工事の進捗状況に合わせて、発注書/請書※、納品済であれば納品書、検収済であれば検収書、請求書を受領した段階であれば請求書を加える）

※発注書/請書を取り交わしていない場合は別紙3に記載）

（4）採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付につき提出済とみますが、変更が生じた場合は最新の資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

① 提出書類

交付申請書（様式第1）

(5) 提出先、問合せ先

電子データを原則として Kintone への提出とし、締切必着とします。ただし、Kintone の提出が難しい場合は問い合わせ先に連絡の上、e-mail 等にて提出を行ってください。その場合、送信ができない大きなファイルは、分割送信または、オンラインストレージサービスを活用する等により提出してください。

Kintone にて提出する場合は、アカウントをコンソーシアムで用意しますので、問い合わせ先に余裕をもって連絡してください。

■問い合わせ先

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

油槽所等早期復旧支援事業担当

坂井、静間、中村、今村、川村、増田

住所：〒231-0014

神奈川県横浜市中区常盤町3丁目24番地 サンビル4階

TEL : 050-5211-5407

E-mail : 2024@cros2.jp

(6) 資料の配布について

公募要領等の資料については、コンソーシアムで配布します。

別記1 「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用地域

令和6年1月1日現在、「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用地域は次の 35 市 11町 1村である。ただし、今後災害救助法適用地域に変更があった場合は、読み替えて適用するものとする。

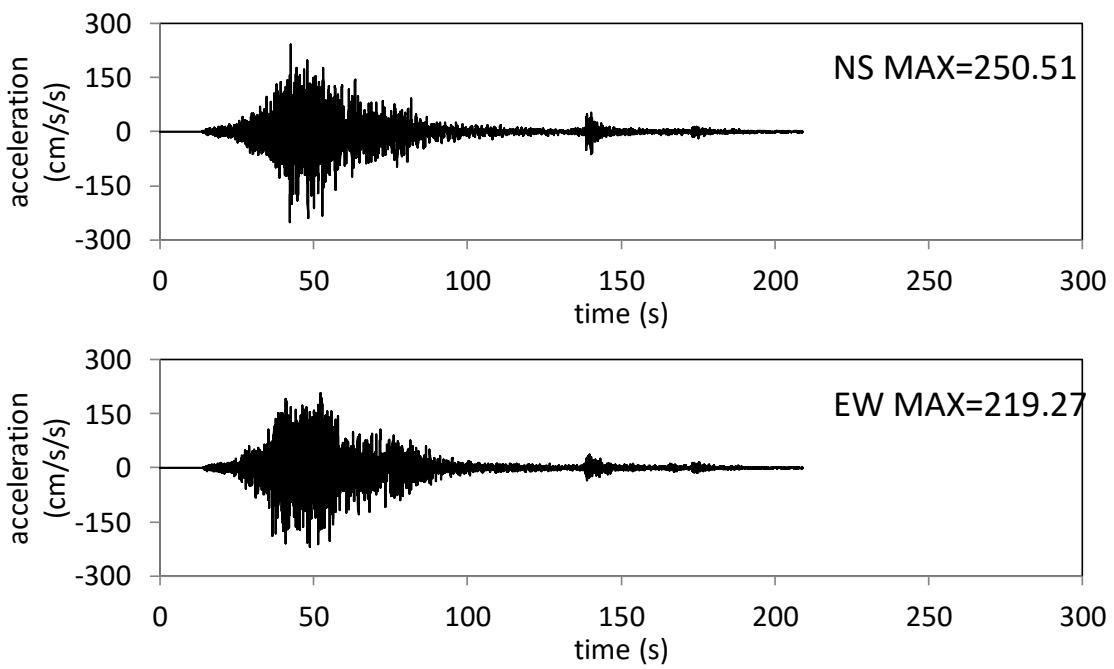
	災害救助法適用日	災害救助法適用市町村
新潟県 13市1町	令和6年1月1日	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
富山県 9市3町1村	令和6年1月1日	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
石川県 10市7町	令和6年1月1日	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
福井県 3市	令和6年1月1日	福井市、あわら市、坂井市

別記2 被害を受けた設備等かどうかを判断する資料

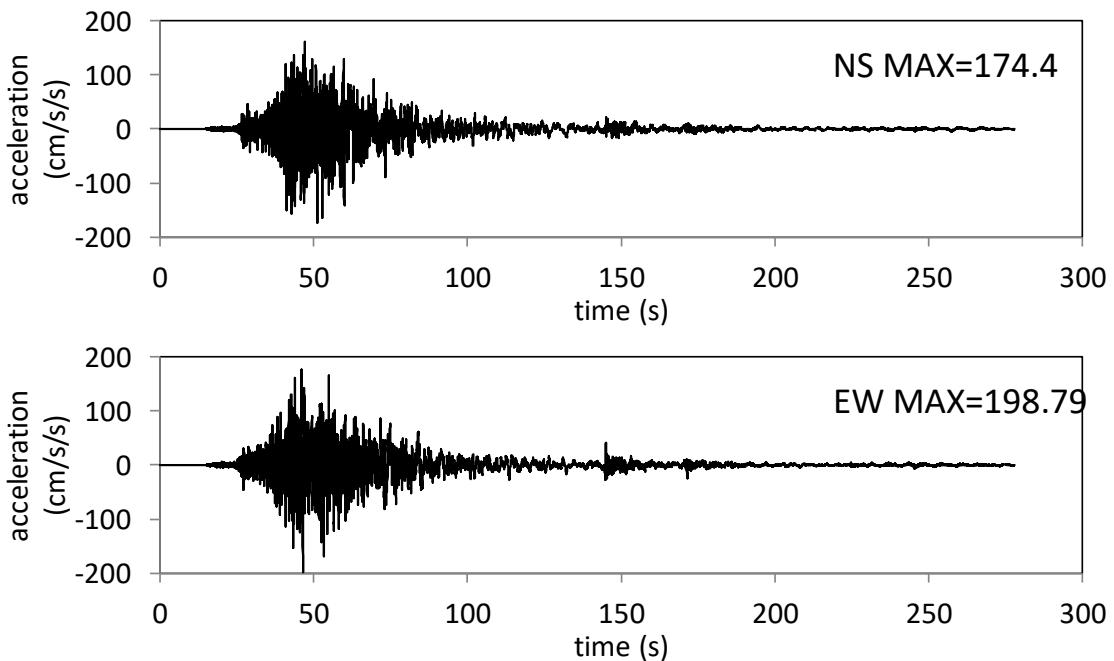
油槽所の地震被害は、臨海部に立地していることから地震動および液状化を主要因としている。

油槽所内の各種設備は各法令（消防法、高圧ガス基準法、建築基準法等）に従い、建設当時の耐震基準で規定されている地震動に対する耐震性を満足している。なお、耐震基準は現在に至るまで幾度か改定されており、規定される地震動の大きさや耐震性の検討項目は異なる。地盤の液状化に関する規定については、1970年以降港湾、道路橋、建築、鉄道の基準に導入されている。

令和6年1月1日に発生した能登半島沖地震（M7.6）の石川および富山県の油槽所周辺における地震動（防災科研 K-NET で観測された地表面での加速度波形）を図 1(a)および(b)に示す。油槽所近傍の地表面での最大加速度は、金沢では 220～250 ガル (cm/s/s) 程度、富山では 170～200 ガル程度となっており、双方の油槽所が液状化に関する規定のない 1970 年より前に建設されたのであれば、設備は液状化による被害を受けている可能性が高い。また、図 2(a)および(b)に図 1 の加速度波形より算出した加速度応答スペクトルを示すが、1970 年代より前の設備は 0.2～0.3G (200～300 ガル程度) の地震動に対して設計（静的）されていることを考えると、設備（特に高さのある設備＝周期の長い設備）によっては、何等かの被害を受けている可能性がある。

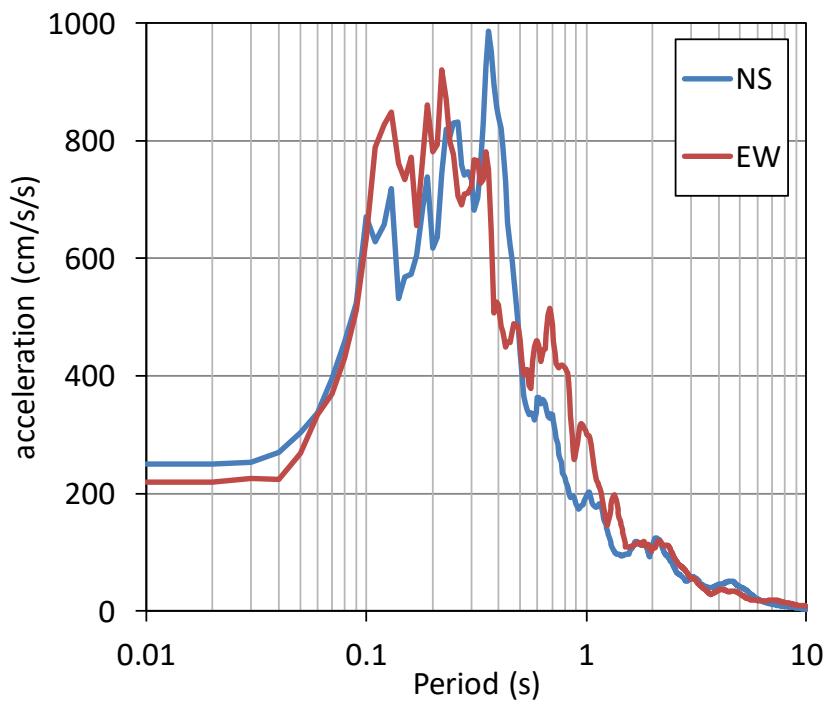


(a) K-NET 七塚（石川県かほく市浜北イ 19番1）で観測された加速度波形

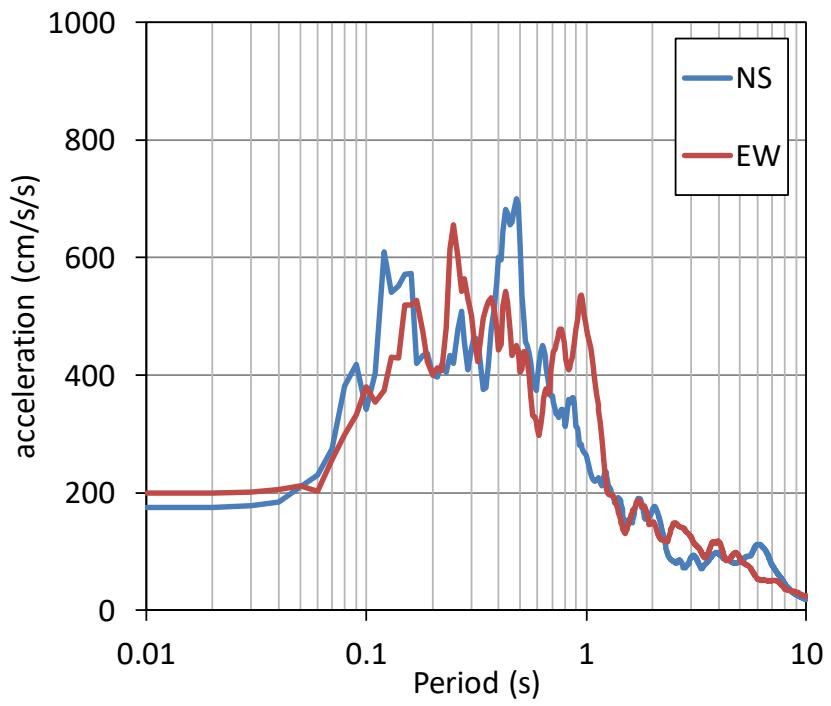


(b) K-NET 新湊（富山県射水市久々湊 467）で観測された加速度波形

図1 石川県（金沢市）および富山県（高岡市）周辺の油槽所周辺の地震動
(地表面での加速度)



(a) K-NET 七塚 (石川県かほく市浜北イ 19番1)



(b) K-NET 新湊 (富山県射水市久々湊 467)

図2 石川県（金沢市）および富山県（高岡市）周辺の油槽所周辺の
加速度応答スペクトル（地表面、減衰定数 5%）

別記3 「令和6年能登半島地震」油槽所等早期復旧支援事業に係る設備コード表

設備名称	コード番号	対象工事等
I. 陸上出入荷設備	1	陸上出荷用配管の復旧
	2	陸上出荷用架構の復旧
	3	陸上出荷用配管の緊急遮断弁の復旧
	4	タンクローリー出荷設備・架構の復旧（ポンプ基礎）
	5	出荷レーン・ローリー道路の復旧
	6	出荷ポンプの復旧
	7	窒素製造装置の復旧
	8	コンプレッサー・コンプレッサー室の復旧
	9	貨車出荷軌道の復旧
	10	自家給油設備の復旧
	11	非常用出荷設備の復旧
	12	出荷設備専用電気設備（変電所・ケーブルを含む）の復旧
	13	陸上出入荷設備の地盤の復旧
II. 海上出入荷設備	14	桟橋本体の復旧
	15	海上出入荷用配管の復旧
	16	海上出入荷用架構の復旧
	17	海上出入荷用配管の緊急遮断弁の復旧
	18	桟橋からタンクまでの配管の復旧
	19	桟橋からタンクまでの架構の復旧
	20	ローディングアーム・遮断弁の復旧
	21	オイルフェンスの復旧
	22	接岸速度計・テンションメーター・防舷材の復旧
	23	非常用出荷設備の復旧
	24	海上出入荷設備の地盤の復旧
III. 電気設備等	25	電気設備の復旧（受電設備、分電盤、操作盤、変圧器）
IV. 構内道路等	26	構内舗装の復旧
	27	護岸の復旧
	28	隣接斜面の復旧
V. 計器室等システム	29	計器室・事務所・電気室・試験室・コントロールルーム・倉庫の復旧
	30	計器室等システムの地盤の復旧

設備名称	コード番号	対象工事等
VI. タンク設備	31	石油タンク本体の復旧
	32	貯水タンク本体の復旧
	33	タンク基礎の復旧
	34	石油タンクの緊急遮断弁の復旧
	35	防油堤の復旧
VII. 防消火設備	36	消火配管・架構の復旧
	37	泡消火設備や水槽の復旧
	38	消火ポンプの復旧
	39	取水・加圧送水ポンプ室の復旧
	40	移動式消火システム（消防車、移動式水利システム）の復旧
VIII. その他	41	海上受入設備の復旧
	42	ブレンダーの復旧
	43	飲料水製造装置の復旧
	44	フレアスタックの復旧
	45	プラントESの復旧
	46	避難設備の復旧
	47	地震警報システムの復旧
	48	LPGタンクの緊急遮断弁の補修
	49	避難ルート・避難場所の補修
	50	集合煙突の復旧
	51	移送用パッケージボイラーの復旧
	52	近隣事業所と製品を融通する配管の復旧
	53	非常用計器エアー供給設備の補修

別紙

年　月　日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表　米川 泰平 殿

申請者　住所
名称
代表者名

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

【エクセルファイル参照】

(様式第1の2)

提 案 書

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川泰平 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

令和5年度当初予算石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、油槽所等早期復旧支援事業）公募要領に基づき、申請します。

記

申請者（連名の場合は代表法人） の法人番号（13桁）	
事業所名	
事業所の存する 都道府県及び市区町村	
間接補助事業の名称	
事業開始予定日	令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日
間接補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助率	1／3
補助金交付申請額	円

（注）申請者は、事業計画書（様式第2）、定款、登記簿謄本（抄本）、最近期の営業報告書、役員名簿、実施体制図等の資料を添付して下さい。

【エクセルファイル参照】

(様式第1)

補助金交付申請書

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川泰平 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、油槽所等早期復旧支援事業）業務方法書（以下「業務方法書」という。）第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び業務方法書の定めるところに従うことと承知の上、申請します。

記

申請者（連名の場合は代表法人） の法人番号（13桁）	
事業所名	
事業所の存する 都道府県及び市区町村	
間接補助事業の名称	
事業開始予定日	令和 年 月 日
完了予定日	令和 年 月 日
間接補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助率	1 / 3
補助金交付申請額	円

（注）申請者は、事業計画書（様式第2）、定款、登記簿謄本（抄本）、最近期の営業報告書、役員名簿、実施体制図等の資料を添付して下さい。

【エクセルファイル参照】

別添

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)

- ・氏名カナ欄：半角カナ文字、姓と名の間を半角1マス空け
- ・氏名（漢字）欄：全角文字、姓と名の間を全角1マス空け
- ・生年月日：半角英大文字、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はR、数字は和暦2桁半角
- ・性別：半角英大文字、男性はM、女性はF
- ・外国人名は、氏名（カナ）欄はカナ読みを半角カナ文字、姓と名の間を半角で1マス空け、氏名漢字欄にはアルファベット、半角英文字

【エクセルファイル参照】

別添2

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都○○区・・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者D未定（再委託先）	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

【エクセルファイル参照】

(様式第2)

令和 年 月 日

事業計画書

1. 事業所名及び間接補助事業の名称

事業所名	
間接補助事業の名称	
管理番号	- -

2. 事業計画の内容

	補助対象経費の区分	金額
間接補助事業に要する経費	陸上入出荷設備	円
	海上入出荷設備	円
	電気設備等	円
	構内道路等	円
	計器室等システム	円
	タンク設備	円
	防消火設備	円
	その他	円
合 計		円
補助対象経費	陸上入出荷設備	円
	海上入出荷設備	円
	電気設備等	円
	構内道路等	円
	計器室等システム	円
	タンク設備	円
	防消火設備	円
	その他	円
合 計		円

3. 補助対象経費内訳

別紙1のとおり

4. 資金調達計画

別紙2のとおり

5. 事業概要

事業概要説明資料のとおり

【エクセルファイル参照】

事業概要

1. 間接補助事業の名称

2. 間接補助事業の目的

3. 災害と被害の概要

4. 申請する工事（設備）の概要

5. 事業工程

6. 関連する今後の計画

【エクセルファイル参照】

(別紙1)

管理番号：
補助対象経費内訳表

(単位：円)

契約会社名	契約件名	発注予定金額	うち、 補助対象経費	発注予定日	検収予定日	備考
合計		-	-			

※ 発注予定金額と補助対象経費が異なる場合、備考欄に補助対象外とした内容を記入して下さい

※ 金額の最下段には合計額を記入して下さい

(注) 工事会社の選定理由書若しくは相見積書（選定会社以外に2社以上）及び見積書等を別添して下さい

選定会社の見積書は明細を含む全ページ、選定会社以外は見積総額に社名と捺印のあるページのみとして下さい

(注) 施越申請の場合は、選定理由書及び見積書等に代えて、(様式第14) 施越承認申請書を提出のこと。

【エクセルファイル参照】

(別紙2)

資金調達計画

間接補助事業の名称：

管理番号 : - - -

間接補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	- 円
自己資金	- 円
他の補助金及び利子補給金等	- 円
備考	

(注) 他の補助金及び利子補給金等との関係がある場合は、必ず記載して下さい

【エクセルファイル参照】

(様式第14)

施越承認申請書

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 米川泰平 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

石油供給構造高度化事業費補助金（次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業のうち、油槽所等早期復旧支援事業）業務方法書第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業所名					
間接補助事業の名称					
工事内容	災害救助法適用日	令和	年	月	日
	契約（発注）日	令和	年	月	日
	完了（予定）日	令和	年	月	日
	契約（発注）先				
	契約（発注）額	円			
	契約（発注）内容				
交付決定前に契約（発注）を行わざるを得なかった理由					

【エクセルファイル参照】

(別紙6) 事業の完了総括

事業の完了総括(未完了の工事については工事経過)

間接補助事業の名称	
事業進捗 (完工・未完工の別)	

実施項目	実施状況	今後の事業見込み

【エクセルファイル参照】

(別紙3)

補助対象経費実績内訳表

契約会社名	契約件名	発注金額 (円)	うち、 補助対象経費	発注日	検収日	支払完了日	備考
合 計		-	-				

(注) 工事請負書、領収書を添付して下さい。

工事の進捗に合わせて、以下の資料をまとめて添付してください。

(すでに工事が完了している場合)

- ・ 仕様書
- ・ 工事完成図書
- ・ 証憑類※1 (発注書/請書※2、納品書、検収書、請求書、領収書等)

(申請時に工事を発注しているが未完了の場合)

- ・ 仕様書
- ・ 証憑類※1 (工事の進捗状況に合わせて、発注書/請書※2、納品済であれば納品書、検収済であれば検収書、請求書を受領した段階であれば請求書を加える)

※1 経理システム等により経理処理を実施している場合はシステムの画面を出力する

※2 様式には工事請負書を添付するように記載していますので、施越工事で発注書/請書を取り交わしていない場合は、備考に「工事請負書なし」の旨を記載。